

## 伊豆縦貫自動車道ロゴマーク使用取扱規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、伊豆縦貫自動車道建設推進期成同盟会（以下「推進同盟会」という。）と伊豆縦貫自動車道建設促進期成同盟会（以下「促進同盟会」という。）が共同で「伊豆縦貫道の早期完成」を目指し作成した、伊豆縦貫自動車道ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 ロゴマークとは、伊豆縦貫自動車道デザインマニュアル（以下「デザインマニュアル」という。）に定めるものをいう。

### (使用承認の申請等)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ「伊豆縦貫自動車道ロゴマーク使用承認申請書」（様式第1号）に必要な書類を添付して、伊豆縦貫自動車道建設促進期成同盟会会長（以下「会長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、承認申請書の提出は不要とする。

- (1) 促進同盟会及び推進同盟会の構成団体が使用するとき。
- (2) 国、地方公共団体が使用するとき。
- (3) 学校等が教育の目的で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (5) その他、会長が特に必要と認めたとき。

2 前項ただし書きにより承認を要しないものに対し、会長は、ロゴマークの使用状況について、報告を求めることができる。

3 第1項の「伊豆縦貫自動車道ロゴマーク使用承認申請書」に添付する書類は次に掲げるものとする。

- (1) ロゴマークの使用方法が確認できるもの。
- (2) その他、会長が必要と認めるもの。

4 承認申請のため会長へ提出された関係書類は返却しない。

### (使用承認)

第4条 会長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当するときは除き、ロゴマークの使用を承認するものとする。

- (1) 伊豆縦貫自動車道建設に関して正しい理解の妨げになるとき。
- (2) ロゴマークを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令や公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の宗教活動又は政治活動を目的とするとき。
- (5) 特定の個人、又は団体の売名に利用しようとするとき。
- (6) 不当な利益を得るために利用するとき。
- (7) その他、承認することが不相当と認められるとき。

2 前項の承認は、「伊豆縦貫自動車道ロゴマーク使用承認書」（様式第2号）をもって行うものとする。

(使用上の遵守事項)

第5条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、会長の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) デザインマニュアルに定められた色、形等を正しく使用すること。
- (4) イメージを損なう展開又は応用使用はしないこと。
- (5) 使用に当たっては、承認番号を明示すること。ただし、使用対象物件の美観、機能等を著しく損なう場合には、これを省略することができる。
- (6) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(承認内容の変更の申請)

第6条 使用者が使用承認の内容について変更しようとするときは、あらかじめ会長に「伊豆縦貫自動車道ロゴマーク使用承認変更申請書」(様式第3号)を提出し、その承諾を受けなければならない。

(承認の取消し)

第7条 会長は、ロゴマークの使用がこの規程又は承認の内容に違反していると認められるときは、当該ロゴマークの使用承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取り消しは、「伊豆縦貫自動車道ロゴマーク使用承認取消書」(様式第4号)(以下「取消書」という。)をもって行うものとする。
- 3 前2項の規定により承認を取り消された者は、取消書の交付を受けた日以後、当該承認による物件を使用、配布、提示及び販売等をしてはならない。
- 4 前3項により生じた損害は、当該承認を取り消された者の責により処理しなければならない。

(使用期限)

第8条 ロゴマークの使用期限は、使用を承認した日から促進同盟会及び推進同盟会が解散する日までを限度とする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成23年7月26日から施行する。
- 2 この規程に相当する従前の規定に基づいてなされた承認は、この規程の規定に基づいてなされたものとみなす。

様式第1号（第3条関係）

伊豆縦貫自動車道ロゴマーク使用承認申請書

平成 年 月 日

伊豆縦貫自動車道建設促進期成同盟会  
会長 静岡県知事 ○○ ○○ 様

住所(所在地)  
申請者  
氏名 (名称及び代表者名) ⑩

伊豆縦貫自動車道ロゴマーク使用取扱規程第3条第1項の規定に基づき、伊豆縦貫自動車道ロゴマークを使用したいので、申請します。

記

- 1 使用対象物件
- 2 使用目的
- 3 使用方法
- 4 使用期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日
- 5 使用数量
- 6 有償・無償の別 無償 ・ 有償
- 7 連絡先  
(担当者・電話)
- 8 添付書類 (1) 企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）  
(2) 申請者の概要、現況を示すもの  
(3) その他

(以下は、ロゴマークを商品に使用する場合に必要です。)

9 使用販売計画

商 品 名	
材 料 ・ 種 類	
サ イ ズ	
製 造 地 ・ 製 造 者 名	
販 売 単 価 ( 税 抜 価 格 )	
販 売 ( 予 定 ) 数 量	
販 売 方 法	
販 売 地 ・ 販 売 者 名 ・ 連 絡 先	

10 製造者、販売者に関する添付書類

(1) 企業等経歴書

(2) 企業等概要

(3) その他 ( )

伊豆縦貫自動車道ロゴマーク使用（変更）承認書

第 号  
平成 年 月 日

様

伊豆縦貫自動車道建設促進期成同盟会  
会長 静岡県知事 ○○ ○○ 印

平成 年 月 日付けで申請のあった、伊豆縦貫自動車道ロゴマークの使用（変更）については、次のとおり承認します。

記

1 使用目的

2 使用方法

3 承認対象物件

4 承認番号 第 号

5 承認期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

6 使用上の遵守事項

- (1) 承認された内容により使用し、会長の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) デザインマニュアルに定められた色、形等を正しく使用すること。
- (4) イメージを損なう展開又は応用使用はしないこと。
- (5) 使用に当たっては、承認番号を明示すること。ただし、使用対象物件の美観、機能等を著しく損なう場合には、これを省略することができる。
- (6) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

伊豆縦貫自動車道ロゴマーク使用承認変更申請書

平成 年 月 日

伊豆縦貫自動車道建設促進期成同盟会  
会長 静岡県知事 ○○ ○○ 様

住所(所在地)  
申請者  
氏名 (名称及び代表者名) ⑩

平成 年 月 日付け 第 号にて承認を受けた、伊豆縦貫自動車道  
ロゴマークの使用について、次のとおり内容を変更したいので申請します。

記

	事項	変更前	変更後
1	使用対象物件		
2	使用目的		
3	使用方法		
4	使用期間		
5	使用数量		
6	有償・無償の別		
7	連絡先		

- 8 添付書類 (1) 企画書 (レイアウト、スケッチ、原稿等)  
(2) 申請者の概要、現況を示すもの  
(3) その他

(以下は、ロゴマークを商品に使用する場合に必要です。)

9 使用販売計画

事項	変更前	変更後
商 品 名		
材 料 ・ 種 類		
サ イ ズ		
製 造 地 ・ 製 造 者 名		
販 売 単 価 ( 税 抜 価 格 )		
販 売 ( 予 定 ) 数 量		
販 売 方 法		
販 売 地 ・ 販 売 者 名 ・ 連 絡 先		

10 製造者、販売者に関する添付書類

(1) 企業等経歴書

(2) 企業等概要

(3) その他 ( )

様式第4号(第7条第2項関係)

伊豆縦貫自動車道ロゴマーク使用承認取消書

第 号  
平成 年 月 日

様

伊豆縦貫自動車道建設促進期成同盟会  
会長 静岡県知事 ○○ ○○ 印

平成 年 月 日付け 第 号にて承認した、伊豆縦貫自動車道ロゴ  
マークの使用については、下記により承認を取り消します。

記

承認の取消理由